

CREDIT OPINION

静岡市 Shizuoka City

目次:

格付の根拠	1
格付を支える要因	2
格付を圧迫する要因	2
格付の見通し	2
将来の格上げにつながる要因	2
将来の格下げにつながる要因	2
主要財務指標	3
格付に関する詳細な検討	3
現行格付	3
ベースライン信用リスク評価	3
ベースライン信用力評価スコアカードの結果	5
スコアカード	6

コンタクト:

東京 03.5408.4100

柿本 与子 03.5408.4156
VP- シニア・アナリスト
kumiko.kakimoto@moodys.com

イアン・ルイス 03.5408.4033
アソシエイト・マネージング・ディレクター
ian.lewis@moodys.com

SYDNEY +612.9270.8199

Debra Roane +612.9270.8145
Vice President - Senior Credit Officer
debra.roane@moodys.com

格付の根拠

ムーディーズは、静岡市に日本国債の格付(A1、安定的)と同水準の A1 を付与している。静岡市の格付は、日本政府と地方自治体の強い結び付きにより、両者の格付は同水準であるというムーディーズの見方を反映している。

日本政府の地方財政への強い関与によって、地方自治体レベルでのクレジットの課題は、早い段階で対処されると想定している。また、日本の地方交付税制度は、財政調整機能および財源保障機能を有し、中央政府の強い関与とともに、緊急時のサポートがなくても地方自治体が極めて困難な財政状況に陥ることを予防している。

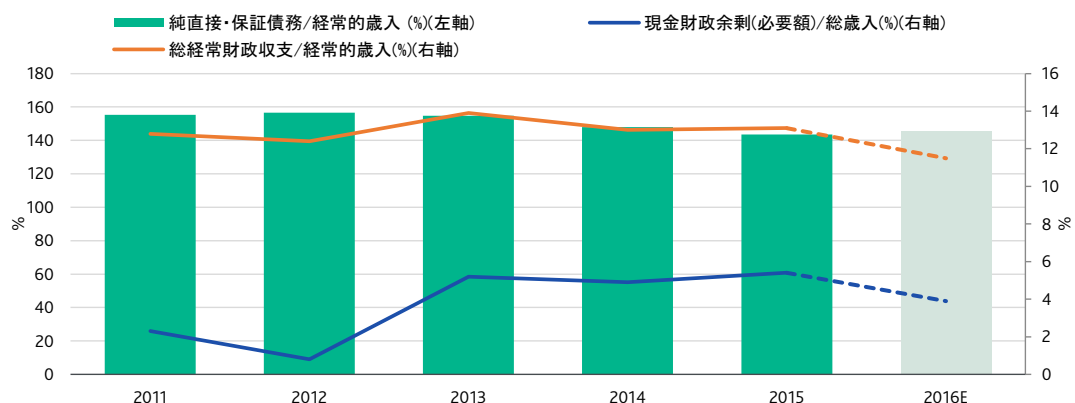
また、ムーディーズは、地方自治体が財政的困難に直面した場合、日本政府が支援を提供する可能性は極めて高いと想定しており、この極めて高い支援の可能性は、地方自治体の格付において重要な要素となっている。これは、日本の中央集権的システムとリスクを社会と共有する歴史的傾向に基づいている。

国内の他の地方自治体との比較

静岡市は日本の他の地方自治体と等しく A1 に格付されている。同市の債務水準は他の格付先の政令指定都市より低い。

他の政令指定都市に比べ、同市は扶助費や人件費などの義務的経費を抑制し、現金財政余剰(現金収支)を下支えしてきた。一人当たり市内総生産と産業基盤の多様性によって示される同市の経済力は、国平均を上回るとムーディーズはみている。

図表 1
静岡市の経常財政収支比率、現金財政余剰(必要額)比率、債務比率



年度ベース、2016年度はムーディーズ予想

出所:ムーディーズ

格付を支える要因

- » 中央政府による地方財政監視の強固な制度的枠組み
- » 義務的経費を抑制することで財政を下支えしている
- » 安定した地域経済基盤

格付を圧迫する要因

- » 合併による資本的支出の増加。ただし、今後は減少するとみられる
- » 国内の地方自治体と比較すれば低いものの、国際比較では債務負担は高い水準にとどまる

格付の見通し

格付の見通しは安定的。

将来の格上げにつながる要因

日本国債の格上げ。

将来の格下げにつながる要因

日本国債が格下げされる場合、地方自治体の格付にも同様に下方圧力が加わる。さらに、地方財政への高い監視関与を行う日本の中央集権的システムが弱まれば、地方自治体の格付に下方への圧力となる可能性がある。静岡市の財政指標が中期的に改善に向かうには、投資的経費の抑制と社会保障費の削減が重要と見ている。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト (www.moodys.com) の発行体のページの Ratings タブで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

主要財務指標

図表 2

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
純直接・保証債務/経常的歳入 (%)	155.3	156.6	154.8	148.0	143.5
利払い/経常的歳入 (%)	2.9	2.9	2.7	2.4	2.3
総経常財政収支/経常的歳入 (%)	12.8	12.4	13.9	13.0	13.1
現金財政余剰(必要額)/総歳入 (%)	2.3	0.8	5.2	4.9	5.4
投資的経費/総歳出 (%)	19.0	19.6	18.6	17.0	17.1
失業率 (%) [1]	3.6	3.4	3.2	2.7	2.7
人口(千人)	714	719	717	714	710

[1] 静岡県

出所:ムーディーズ

格付に関する詳細な検討

静岡市の格付 A1 は、(1)ベースライン信用リスク評価(BCA)a2、および(2)深刻な流動性ストレスに直面した場合、中央政府から緊急時のサポートが得られる可能性が非常に高いことに基づいている。

現行格付

図表 3

静岡市

長期発行体格付(自国通貨建)	A1
シニア無担保(自国通貨建)	A1
長期発行体格付(外貨建)	A1
見通し	安定的

ベースライン信用リスク評価

中央政府による地方財政監視の強固な制度的枠組み

日本の地方自治体は、予測可能で安定した制度的枠組みの恩恵を受けている。中央政府による地方財政の監視および財政調整制度などの制度的枠組みが、地方自治体の信用力に大きく寄与している。

2007年6月に成立した健全化法により、地方自治体は4つの主要な指標によって、財政状況を監視されている。これら指標が基準値を超えた場合、財政健全化計画、財政再生計画を策定し、早い段階から財政の改善を行うものとされている。

従来の再建法に比べ、地方自治体の行動のより広い範囲を対象とした法律であり、この施行によって、地方自治体財政の監視はより網羅的に、強いものになったと考えている。

地方税収拡大への裁量性は限定されている。日本の地方自治体は、地方税法によって定められた地方税を賦課徴収するが、標準税率、制限税率などが規定され、地方自治体はその範囲の税率を採用する。

制限税率は、標準税率の1.1倍から1.5倍となっている。都道府県民税、市町村税の個人分や、固定資産税などの一部の税目では制限税率が廃止されている。また、地方税法に規定されているもの以外の税目を条例によって新設する場合は、総務大臣の同意を受けることになる。

地方交付税原資となる国税収入の減少により、中央政府は振替財源として臨時財政対策債の発行枠を各地方自治体に割り振っている。規模の小さい自治体には市場における資金調達により限定されるため、特に資金調達力がある大きな自治体には、より多くの臨時財政対策債が配分されている。

当該債務の元利償還金には、100%交付税措置がある。しかしながら、地方交付税原資となる国税収入額が交付税の必要額を大きく下回ることが恒常化しており、同債務の交付税措置も含め、現行の中央政府の地方交付税総額決定モデルの持続可能性について、ムーディーズでは注視している。

義務的経費を抑制することで財政を下支えしている

他の政令指定都市と比較すると、静岡市は義務的経費をうまく抑制してきた。これには緩やかな増加を続ける扶助費も含まれる。

静岡市の経常的歳入に対する総経常財政収支の比率は過去 5 年間、格付先の政令指定都市の平均を上回る(2015 年度は一部予算ベース)、12%-13%の水準で推移しており、この先 1-2 年も 11%-12%を維持するとムーディーズは予想する。

全国的に扶助費の増加が続いている。静岡市の生活保護に係る扶助費の年間増加率は、2008 年度は 0.3%と低水準にあったが、世界金融危機後はしばらく 10%を超えていた。

人口の高齢化を背景に、同市の扶助費は着実に増加を続けるとみられる一方、増加ペースは減速しており、緩やかな増加にとどまるであろう。静岡市の扶助費は、2011 年度から 2015 年度に年平均 3%伸びている。また歳出に占める扶助費の割合が 20%(2015 年度)と低く、今後増加が見込まれる中でプラスである。

同市は新たな財政計画(2016-19 年度)において、資本的支出を年間 400 億円-450 億円で維持することを目指している。これは 2008 年度にピークを記録した 733 億円を下回る。人件費は横ばいで推移するとみられ、同市は中期的に財政均衡を実現するだろう。

安定した地域経済基盤

静岡市の市内総生産は 3 兆円であり、一人当たり市内総生産は、全国平均の約 114%に相当する。同市の安定した産業構造は多様な製造業の恩恵を受けている。日銀の 2016 年 9 月の地域経済報告によると、同市の地域経済は、緩やかに回復しつつある。設備投資の増加がみられ個人消費は一部に弱めの動きがみられるが持ち直しつつある。

2005 年度に政令指定都市に移行した静岡市の人口は、2016 年 3 月末現在約 71 万人である。同市の人口は 1990 年に約 73.9 万人まで増加した後、緩やかに減少している。2003 年度、静岡市と清水市とが合併して新静岡市となったのち、2005 年度に蒲原町、2008 年度には由比町と合併したことで、全体の人口は増加したものの、近年は過疎地域の住民転出が人口減少の要因となっている。同市は財政に十分な税基盤を確保するために、人口を 70 万人以上に維持することを目指している。

合併による資本的支出の増加。ただし、今後減少するとみられる

静岡市の向こう 2-3 年の資本的支出は 400 億円-450 億円程度で推移するとムーディーズは予想しており、これは同市の中期見通しと一致する。

2003 年度以降、合併に伴う大規模建設事業の完了が近いことから、資本的支出は 2008 年度予算の 26%に相当する 733 億円から 2016 年度予算の 16%に相当する 446 億円へ減少した。2015 年度の同市の投資的経費は 421 億円と、前年度比-2.8%だった。

今後 30 年間に多額の維持更新費用が見込まれる老朽化の進むインフラ資産の管理を推進するため、同市は 2014 年 4 月に公共資産経営課を創設した。

保有資産の洗い出しと公共資産別カルテの整備に基づき、今後の資本インフラの維持・補修ニーズを踏まえて個別施設の維持管理計画を策定する予定である。今後 30 年間に市有建築物の総延床面積の 20%を縮減する予定である。

国内の地方自治体と比較すれば低いものの、国際比較では債務比率は高い水準にとどまる

2015年度の静岡市の経常的歳入に対する債務の比率は143.5%と、格付先の政令指定都市の平均の約180%(一部2015年度予算ベース)より低い。また、同市の財政の改善を反映し、経常的歳入が伸びたことから債務指標は2014年度の148%、2013年度の154.8%から改善した。

一方、2015年度末時点の純直接債務は合計で6,325億円で、2011年度から年平均0.8%と緩やかに増加している。同市は2018年度末までの資本的支出等(臨時財政対策債以外)に充てる債務を2,900億円未満に抑制することを目指しているが、引き続き臨時財政対策債の発行が多く見込まれており、この期間も債務は増加するだろう。当該債務の元利償還金には、100%交付税措置が継続するとみられることから信用上の懸念は減少し、また、債務増加ペースも緩やかになるだろう。

同市は国内市場での資金調達が容易に利用可能であり、地元銀行との良好な関係の恩恵も受けている。ムーディーズは日本の国内市場が厚みのある成熟したものと考えている。これは国際的に高い水準にある債務のリファイナンスのリスクを低下させている。

緊急時のサポート

日本政府(A1、安定的)が緊急時の支援を提供する可能性は極めて高いと想定しており、これは、日本の中央集権的システムとリスクの社会化という歴史に基づいている。

ベースライン信用力評価スコアカードの結果

BCAスコアカード(下記参照)は、a3を示しており、格付委員会の評価a2と非常に近い。

推定BCA a3は(1)個別リスクのスコア「3」(下記参照、1から9のスケールで示され、1が信用力が相対的に最も高く9が最も低い)と、(2)ソブリン債務格付(A1、安定的)に示されるシステミックリスクのスコア「A1」を反映している。

個別リスクスコアカードとBCAマトリックスは、量的および定性的な指標によりBCAの評価を推定するものであり、格付委員会において地方自治体の信用力を評価する際に参考にされる。個別リスクスコアカードとBCAマトリックスに使われている指標は地方自治体固有の信用力を判断するために効果的であると考えているが、個別リスクスコアカードとBCAマトリックスが示す結果は格付委員会の実際の判断に置き換えられるものではないし、自動的に評価がなされたり変更されたりするものではない。同時に、個別リスクスコアカードとBCAマトリックスの結果は既存データからみた過去の状況でしかなく、信用力評価は将来的意見である点からも、限定的なものでしかない。さらに個別リスクスコアカードとBCAマトリックスで利用している指標の数は、分析において利用している数々の定量的指標のごく一部でしかない。

スコアカード

図表 4

BCA スコアカード 2015 年度	スコア	値	サブ要因 ウェイト	サブ要因 合計	ウェイト	合計
1: 地域経済のファンダメンタルズ						
地域の一人当たり GDP 対国の一人当たりの GDP (%) ^[1]	3	114.17	70%	2.4	20%	0.48
経済の変動性	1		30%			
2: 制度の枠組み						
法的裏付け	1		50%	3	20%	0.60
財政の柔軟性	5		50%			
3: 財政実績と債務状況						
総経常財政収支/経常的歳入 (%)	1	13.19	12.5%	2.75	30%	0.83
利払い/経常的歳入 (%)	3	2.39	12.5%			
流動性	1		25%			
純直接・保証債務/経常的歳入 (%)	7	143.50	25%			
短期債務 / 総直接債務 (%)	1	6.90	25%			
4: 行財政運営の状況						
リスク管理と財務管理	5			5	30%	1.50
投資と債務管理	1					
透明性と開示	1					
推定個別リスクスコア						3.41(3)
システミックリスク・スコア						A1
推定 BCA						a3

[1] 2015 年度 GDP は見込み値による弊社推計

ムーディーズ・ジャパン株式会社
〒105-6220
東京都港区愛宕2丁目5-1
愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 20F

Report Number: 192390 (Japanese)
1037184 (English)

著者
柿本 与子

プロダクション・アソシエイト
高瀬 美紀

著作権表示(C)2016年 Moody's Corporation, Moody's Investors Service, Inc., Moody's Analytics, Inc. 並びに(又は)これらの者のライセンサー及び関連会社(以下、総称して「ムーディーズ」といいます)。無断複製・転載を禁じます。

Moody's Investors Service, Inc. 及び信用格付を行う関連会社(以下「MIS」といいます)により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが発行する信用格付及び調査刊行物(以下「ムーディーズの刊行物」といいます)は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについてのムーディーズの現時点での意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物に含まれているムーディーズの意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの刊行物はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及び Moody's Analytics, Inc. が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。信用格付及びムーディーズの刊行物は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。信用格付及びムーディーズの刊行物はいずれも、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、ムーディーズの刊行物を発行します。

ムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により複製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報はいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること(独立した第三者がこの情報源に該当する場合があります)を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で又はムーディーズの刊行物の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別、二次的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない)の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役員、従業員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの(但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言する法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く)、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ここに記載される情報の一部を構成する格付、財務報告分析、予測及びその他の見解(もしあれば)は意見の表明であり、またそのようなものとしてのみ解釈されるべきものであり、これによって事実を表明し、又は証券の購入、売却若しくは保有を推奨するものではありません。ここに記載する情報の各利用者は、購入、保有又は売却を検討する各証券について、自ら研究・評価しなければなりません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っておりません。

Moody's Corporation (以下「MCO」といいます)が全額出資する信用格付会社である Moody's Investors Service, Inc. は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及び CP を含みます)及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc. が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、1500ドルから約 250 万ドルの手数料を Moody's Investors Service, Inc. に支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO 及び MIS は、MIS の格付及び格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCO の取締役と格付対象会社との間、及び、MIS から格付を付与され、かつ MCO の株式の 5%以上を保有していることを SEC に公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト www.moody.com 上に "Investor Relations-Corporate Governance-Director and Shareholder Affiliation Policy" という表題で毎年、掲載されます。

オーストラリア専用の追加条項: この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社である Moody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657 (オーストラリア金融サービス認可番号 336969) 及び(又は) Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972 (オーストラリア金融サービス認可番号 383569) (該当する者)のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は 2001 年会社法 761G 条の定める意味における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であるか又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接に、この文書又はその内容を 2001 年会社法 761G 条の定める意味における「リテール顧客」に配布しないことを表明したことになります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又はリテール投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。リテール投資家が、投資判断を行う際にムーディーズの信用格付及びムーディーズの刊行物を利用することは、慎重を欠き不適切です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に相談することを推奨します。

日本専用の追加条項: ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下、「MJKK」といいます。))は、ムーディーズ・グループ・ジャパン合同会社(MCOの完全子会社である Moody's Overseas Holdings Inc.の完全子会社)の完全子会社である信用格付会社です。また、ムーディーズ SF ジャパン株式会社(以下、「MSF」といいます。))は、MJKKの完全子会社である信用格付会社です。MSFは、全米で認知された統計的格付機関(以下、「NRSRO」といいます。))ではありません。したがって、MSFの信用格付は、NRSROではない者により付与された「NRSROではない信用格付」であり、それゆえ、MSFの信用格付の対象となる債務は、米国法の下で一定の取扱を受けるための要件を満たしていません。MJKK及びMSFは日本の金融庁に登録された信用格付業者であり、登録番号はそれぞれ金融庁長官(格付)第2号及び第3号です。

MJKK又はMSF(のうち該当する方)は、同社が格付を行っている負債証券(社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます。))及び優先株式の発行者の大部分が、MJKK又はMSF(のうち該当する方)が行う評価・格付サービスに対して、格付の付与に先立ち、20万円から約3億5,000万円の手数料をMJKK又はMSF(のうち該当する方)に支払うことに同意していることを、ここに開示します。

MJKK及びMSFは、日本の規制上の要請を満たすための方針と手続も整備しています。